

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務を遂行するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

#### (使用者への周知)

第3 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、その業務に従事する期間及びその期間の経過後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 受注者は、この契約による業務を遂行するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外使用等の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

#### (適正な管理)

第6 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。

#### (複写等の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を遂行するために発注者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があったときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (権利の譲渡の禁止)

第9 受注者は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査を受ける義務)

第10 受注者は、この契約に関する業務が完了したとき、その他発注者主が必要と認めるときは、発注者の検査を受けなければならない。

(資料等の返還)

第11 受注者は、この契約による業務を遂行するために発注者から引渡しを受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(事故発生時の報告)

第12 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告して適切な措置をとるとともに、遅滞なく書面をもって発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第13 受注者は、この契約による業務を遂行するにあたって必要と判断、若しくは発注者からの指示があったときは、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取り扱いに関する要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約を解除し、当該解除により生じた損害について損害賠償の請求ができるものとする。